

○ホテル森夢イベント開催支援事業補助金交付要綱

令和4年8月1日訓令第24号

改正

令和5年3月24日訓令第17号

令和7年4月1日訓令第15号

ホテル森夢イベント開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル森夢（以下「森夢」という。）の利用を促進し、地域の活性化を図るため、森夢及び地域住民等が企画した事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、森夢及び村内に住所を有し、村長が適当と認める団体とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、森夢が主催する事業は、この限りではない。

- (1) 村民誰もが参加できるイベント・交流会等（以下「イベント等」という。）を企画し、実施すること。
- (2) 参加人数は概ね50人以上とすること。
- (3) イベント等の会場は、森夢とすること。
- (4) 計画事業費は概ね30万円以上とすること。
- (5) イベントは森夢の飲食（持ち帰りを含む。）を伴うものとすること。
- (6) 参加料として、1人1,500円以上を徴収することとし、飲食代として3,000円以上を森夢に支払うものとすること。
- (7) 営利を目的としない事業とすること。

2 イベント開催に当たっては、国や道などが定めた新型コロナウイルス感染症対策に関する業種別ガイドライン及び感染拡大に関する要請等を踏まえ、感染防止対策に万全を期すこととし、感染状況等を勘案して村が開催中止を求めた場合には、要請に従わなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 前条第2項の既定により、事業を中止した場合において、やむを得ない事情により支出が生じたときは、前項で定める補助対象経費の全部又は一部を補助対象経費にすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業につき100万円を限度とする。ただし、決算収支に余剰金が生じた場合は、補助対象経費からその額を差し引いて補助する。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金を受けようとするものは、補助金等交付申請書に關係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、内容を審査した上で補助金の交付決定及び通知をするものとする。

(実績報告書)

第8条 補助金の決定を受けたものは、事業終了後速やかに、補助事業等実績報告書に係る書類を添えて村長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日訓令第17号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日訓令第15号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象経費

- (1) 会場使用料、物品等借上料
- (2) 旅費、出演料など、出演者（同行者を含む）に係る経費
- (3) イベント等で使用する消耗品（ゲーム等の景品は補助対象外とする）
- (4) 事務経費（企画費、宣伝広告費）
- (5) 飲食代（ただし、参加料と同額を上限とする。なお、食事代の一部を森夢レストランで使用できる食事券とすることもできることとし、その場合は参加料と同額を上限とする。）
- (6) その他村長が必要かつ適当と認めるもの

2 事業補助対象外経費（事業費として含めることができない経費）

- (1) スタッフや関係者の懇親会や反省会等に要する経費
- (2) その他村長が事業費に含めることが適当と認められないもの